

| 会 議 記 録 | | | |
|-----------|--|-------|------------------------|
| 会 議 の 名 称 | 総務文教常任委員会 | | 会議場所 第3委員会室 担当職員 藤村 |
| 日 時 | 平成25年12月10日(火) | 開 議 | 午前 10 時 00分 |
| | | 閉 議 | 午後 2 時 38分 |
| 出席委員 | 吉田 田中 並河 山本 中村 西村 石野 堤 <木曾議長> | | |
| 執行機関出席者 | 今西議会事務局次長、藤村事務局次長、阿久根副課長 山内政策推進室長、桂政策推進室担当室長、柏尾政策推進課担当課長 岸企画管理部長、山本夢ビジョン推進課長、中川人事課長、片山人事課副課長、木村契約検査課長、田中契約検査課副課長 俣野生涯学習部長、小林人権啓発課長、山内市民協働課長、仲田市民協働課副課長、福田市民活動推進係長 門総務部長、西田総務課長、栗林自治防災課長、田中自治防災課副課長、木村財政課長、吉田税務課長 辻田教育部長、川勝教育部次長、河原教育総務課長、松山学校教育課長、樋口社会教育課長、小西学校給食センター所長、高屋中央公民館長、石田教育総務課副課長 | | |
| 事務局 | 今西局長、藤村次長、阿久根副課長 | | |
| 傍聴 | 可・否 | 市民 2名 | 報道関係者 0名 議員 0名() |

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

10：05～

3 陳情について

(1) 亀岡の子どもたちにゆきとどいた教育を求める陳情について

<吉田委員長>

まず、陳情について諮る。陳情については、議案審査が終了したのち、日程5で検討いただく予定だが、本陳情については陳情者から内容について説明したいと申し出があるので先に取り扱う。陳情者からの説明を受けることにしてよいか。

了

それでは、陳情者からの説明を許可する。ここで、委員会は休憩とし、これより、総務文教常任委員会協議会に切り替える。

～10：05

(休 憩)

10：22～

4 議案審査

【議会事務局】

(1)第1号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

議会事務局長 あいさつ

議会事務局次長 説明(債務負担行為)

質疑 なし

~ 10 : 27

【政策推進室】

(1)第1号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

政策推進室長 挨拶

政策推進課担当課長 説明(歳出)

質疑 なし

(政策推進室 退室)

~ 10 : 30

【企画管理部】

(1)第1号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

企画管理部長 挨拶

各課長 説明(歳入歳出一括)

質疑

<中村議員>

時間外勤務手当は自己申告だと思うが、一人当たりの上限はあるのか。

<人事課長>

残業は所属長の命令による。健康管理上、月60時間以内としている。災害時等は超えることもある。そんな場合は安全管理面で産業管理医の健康診断等している。

<中村委員>

一番重視すべきは健康管理である。うまく運用されたい。

<堤委員>

P52、職員異動状況について、当初より職員数が9人減っている。その要因は何か具体的に。また、来年の職員数は現数のままか。

<人事課長>

要因は再任用職員の辞退、退職である。再任用は受けないという者や1年更新だが5年を見越しているなかで途中で退職した者が10名いる。職員は市立病院からの異動で1名増、計9名減である。来年の採用は、これから定年退職、勸奨等の人数を見越して決めていく。

(企画管理部 退室)

～ 10 : 57

(休 憩)

11 : 05 ~

【生涯学習部】

(1) 第1号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

生涯学習部長 あいさつ
市民協働課長 説明 (歳出)

～ 11 : 07

質疑

<堤委員>

P15、国際交流員には報酬以外に一般職員に準ずるような手当はあるのか。

<市民協働課長>

月額報酬のみである。

<並河委員>

国際交流員は何年契約か。

<市民協働課長>

1年ごとの契約である。

～ 11 : 08

- (2) 第19号議案 亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 第21号議案 ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 第23号議案 亀岡会館条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 第24号議案 亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例の制定について

各課長 説明

～ 11 : 16

質疑

<西村委員>

歳出において消費税相当分はどうなっているのか。

<市民協働課長>

歳出はこれまでから消費税相当分を含んで予算を組んでいる。

<西村委員>

税務署への納税は。

<市民協働課長>

行政は納税義務がないので消費税は納めない。生涯学習かめおか財団のような財団は消費税を納める。

<堤委員>

使用料について、具体的な部屋等の記載がないと金額だけ記載してもわからない。どうしてそういう書き方をしないのか。

<吉田委員長>

わかりやすい資料はなかったのかということ、答弁を。

< 市民協働課長 >

ご指摘のとおりである。議案は必要部分、変化のある部分のみの改正なのでこのような表記になる。もう少しほかの資料も考えられるが今回はない。

< 堤委員 >

わかりやすく努力されたい。

< 吉田委員長 >

今後は分かりやすい資料をお願いします。

< 並河委員 >

公共施設において、市民が使う会館等の使用料には消費税を転嫁しなくていいという規定が消費税法にあると思うが、具体的には今回の改正により、いくら増額になるのか。また、納税しなくてもいいのはどの部分か。

< 市民協働課長 >

8%にした場合の増額見込みは、平成24年度の使用料をベースにするとギャラリーかめおかで約190万円、亀岡会館は約22万円、交流会館は約1万円となる。

< 人権啓発課長 >

市立文化センターは約3万4千円の増額となる。

< 市民協働課長 >

行政の場合、全て消費税の対象にならないが、民間は課税対象になる。また、土地の使用料の場合は非課税となる。

< 並河委員 >

確認するが、消費税が5%から8%に増えても市としては国には納めなくていいのか。

< 市民協働課長 >

そうである。

< 吉田委員長 >

質疑はこれで終結する。

< 田中副委員長 >

私の一般質問に係る報告を頼んだが、どうであったのか。

< 生涯学習部長 >

私が答弁したが、私が思っていた団体と田中議員が聞かれていた団体とは違ったことがわかった。それで再度センターに確認した。電話のやり取りで、申し訳なかったが、結果的に使ってもらわず、自治会の厨房を使われたことがあった。厨房については今、精査している。今後の対応、考え方について課長から説明させる。

< 田中副委員長 >

今、電話でのやり取りと言ったが、実際にセンターに行かれた方から聞いている。電話でのやり取りではない。なぜ、不許可だったのか理由をはっきりさせてもらいたい。

< 生涯学習部長 >

当時は、オープン間もなくで、厨房については設計段階から衛生管理面で注意を払うよう保健所から示されていた。当時、厨房使用にあたっては、栄養士、調理師がいる方がいいとの考えがあった。そこを確認していたらハードルが高くなった。

< 人権啓発課長 >

先週金曜日に保健所へ行き、調理室の使用の仕方を聞いてきた。徹底的に消毒すれば、特に資格がなくても使用が可能であるとのことであり、使用前の手洗い、使用后

も床までしっかり掃除するよう指摘があった。他のセンターも含め使い方のマニュアルを作り、できるだけ広く使っていただけるよう早急に取り組んでいきたい。

< 田中副委員長 >

質問通告を受けて、センターに確認したと思うが、その時に無いという返事で、あのような答弁になったのか。

< 生涯学習部長 >

問い合わせたところ、ゼロと報告があった。

< 木曾議長 >

本会議場で市長が答弁されたとき、「そういう事実はなかった」と発言されている。これは答弁の訂正をしてもらわないといけないかと思うが、そのあたり、どうであったか。

< 事務局 >

市長は「調査させる」と言われたように記憶している。

< 生涯学習部長 >

事務的なことで申し訳ないが、手続き上、申請書で見ると不許可はゼロである。問い合わせは電話等であるが、全部は記録に残っておらず、他の施設も含めて難しいところはある。先ほどの件は、担当者の記憶にあったので確認できたものである。

< 木曾議長 >

厨房に関して、NPO以外が使ったことはあるのか。

< 人権啓発課長 >

館の事業としてはクッキング教室等で何度か使っている。

< 木曾議長 >

断った理由以外で、館として事業をしているということ。口頭であっても文書であってもみんなが使える状態にしなければ、何のために造ったのかということになる。断った理由は、NPOの食器が置いてあり、触ってもらっては困るからというような話も聞いた。公私混同のようなことをするからこんな問題が起きると思う。改善策はあるのか、ないのか。

< 生涯学習部長 >

天川区の女性部がお皿を持ってきているというような事実は聞いている。しかし、それを使ったらいけないということは聞いていない。ただ再度、整理はしなければいけないと思う。衛生面では神経過敏になっていたが、もう少し使いやすくてできることがわかったので、ハードルを下げた形でより多くの皆さんに使っていただけるよう早急に改善していきたい。

< 田中副委員長 >

天川区に女性部はない。他の団体との間違いではないか。私が尋ねた例は、申請書を出すまでに断られている。本来、申請書でもって審査するのが条例上、適切な方法ではないかと思う。

< 生涯学習部長 >

今後は、館がより使いやすいように改善していきたい。解放同盟の女性部であった。

< 堤委員 >

税金を投入して建てた人権センターの根本的な意味をもう一度しっかり理解されたい。広く使っていただくことを基本に、人権問題の情報を共有、発信していく。特定の団体が個別の所有物をセンターに置くこと自体がおかしい。その都度、自らが持ってくるか、又は、公費で備えるとか、根本的に解決しないと市民から誤解を受ける。一定の特定団体、一定の者がセンターを私物化しているように見えることを行政がし

ていることが問題である。教訓に改善されたい。

<生涯学習部長>

おっしゃるとおりである。その方向で早急に改善したい。

<並河委員>

公の施設の厨房はギャラリーかめおかにもあるがいろんな人が利用している。同じ公の施設であるのに、こちらは特定の人しか使えないという取り方をするのだが、整合性をどう考えるか。

<生涯学習部長>

同じ取り扱いをしていく。

<田中副委員長>

それならば、お断りしたところに間違いであったとお詫びの連絡をし、今後は使っただけのことを説明し、誤解のないようにされたい。また、館に入ったら、事務室の右側の机に女性がずっと座っており、その人が館長だと思っていたという人までいる。館の使い方を十分考えるように。

<吉田委員長>

食器を置いている人には使用料を徴収しているのか。厨房について、今までの使用者の実績を資料で出されたい。

<人権啓発課長>

食器保管の使用料は取っていない。新センターになってからの厨房の使用状況の資料を提出する。

<木曾議長>

NPOは館の使用について減免されているのか。その理由は。申請書は提出されているか。例えば、野条区の場合、どの団体が使っても申請書を出している。

<堤委員>

馬路文化センターも三ツ辻区が使用する時は申請書、減免申請書を出さなければならぬ。他のセンターでそれが出来ていないのはおかしい。統一した取り扱いをされたい。

<吉田委員長>

申請書の資料提出をされたい。

<人権啓発課長>

基本的には申請書は提出いただき、そこで減免するということになる。人権文化センターにもう一度確認する。

<吉田委員長>

提出資料は、減免理由が分かるものを過去3年～5年と、人権文化センターになってからのものをお願いする。

<田中副委員長>

間違いであったことを本会議場で一言触れるほうがいいのでは。

<吉田委員長>

議長に判断いただくことにする。

(生涯学習部 退室)

～ 1 1 : 4 6

【総務部】

- (1) 報告第1号 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)
(2) 第1号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

総務部長 挨拶

各課長 説明 (歳入歳出、債務負担行為)

~ 12 : 01

質疑

< 中村委員 >

庁舎維持管理経費の債務負担行為について、何社で入札か。ずっとオリックスなのか。

< 総務課長 >

平成23年度は一般競争入札で、応募は2社であった。

< 中村委員 >

過去からそれぐらいか。

< 総務課長 >

その前の3年は指名競争入札で10社ほど指名して入札した。

< 石野委員 >

専決資料のP9、災害支援補助金について、篠町の川西区、見晴区で該当はあるか。

< 自治防災課長 >

半壊3世帯は保津町で各150万円。床上浸水111世帯には各50万円で、本年度の申請は約70%を見込んでいる。床上浸水の中に川西区も含んでいる。

< 石野委員 >

川西区だけか。戸数は。

< 自治防災課長 >

戸数は今、手元がないが、篠町での床上浸水は柏原の川西区のみである。

< 田中副委員長 >

P17、賦課事務経費について、事務委託は随意契約になるかと思うが、現在の委託先は。予定価格の積算はどうしているのか。債務負担行為の庁舎管理経費について、労務単価は何に基づいているのか。

< 税務課長 >

現在の委託先は、京都電子計算(株)である。プログラム改正については当初からこの業者であり、詳しいので契約を予定している。積算は、税制改正に伴う改正項目を抽出し、市が改正の必要なプログラムを抽出し、業者と工程の協議を行う。その工程の協議の結果、市が積算する。予定価格については、今後の設定になる。

< 総務課長 >

庁舎維持管理費の人件費単価は国の単価を使用している。

~ 12 : 06

- (3) 第8号議案 平成25年度亀岡市馬路財産区特別会計補正予算(第1号)
(4) 第9号議案 平成25年度亀岡市中野財産区特別会計補正予算(第1号)

自治防災課長 説明 (歳入歳出)

質疑

なし

～ 12 : 10

(5) 第10号議案 亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部を改正する条例の制定について

総務課長 説明 (別紙資料参照)

質疑 なし

～ 12 : 15

(6) 第12号議案 亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について

(7) 第22号議案 亀岡市大井生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

各課長 説明

質疑 なし

～ 12 : 17

(休 憩)

13 : 30 ~

【教育部】

(1) 第1号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

教育部長 挨拶

各課長 説明 (歳入歳出)

～ 13 : 39

質疑

< 中村委員 >

若木の家については大変ご苦労をかけて、今回最終的な決定をされたことにねぎらいを申し上げます。あとは、利用者の利便性も含めて、いい環境整備をしてあげてほしいと要望する。

学校施設管理経費の修繕費1,000万円について、件数、内容は。

< 教育総務課長 >

予算額では、本補正を含めて平成24年度より500～600万円ほど増額となる。平成24年度は小学校で277件の修繕を実施した。遊具の修繕、雨漏り、フェンス等々、多くの箇所を聞いているので、できる限り実施したい。昨年よりは多くなると思っている。

< 山本委員 >

P43、就学奨励経費の内訳は。

< 学校教育課長 >

増額分は奨学金で公立高校は5件減で12万円減、私立高校12件増864,000円増、私立大学18件増216万円増。随時申請分は10件増で50万円増。奨学金の合計で35件増、3,404,000円増。入学激励金は、公立高校5件減4万円減、私立高校2件減2万円減、国公立大学3件増27,000円増、私立大学4件

増48,000円増。件数は、差し引きで当初と変わらず、金額は15,000円の増。

<並河委員>

P43、学校施設管理経費の1,000万円は小規模修繕工事に該当するか。考えは。

<教育総務課長>

緊急性のあるもの以外は小規模修繕を極力使うように努力する。今年度はすでに昨年度より件数が増えている。より意識して取り組む。

<田中副委員長>

今朝も陳情が提出され、陳情者の話を聞いた。議員からもトイレの臭いの件は話が出ている。1,000万円の中にトイレ改修は入っているか。

<教育総務課長>

便器の割れているところの対応は考えているが、臭い対策は入っていない。

<田中副委員長>

今回の補正に入っていないのなら平成26年度当初予算で積極的に取り上げて抜本的な対応をされるよう要望する。子どもたちはもとより、保護者が学校に行かれたときに不愉快な思いをされているようである。

<並河委員>

学校長が修繕の権限を持たないのか。

<教育部長>

教育長とも協議し、学校の意向も聞いたが、学校での個別対応は難しいので教育委員会で一括してお願いしたいという思いである。学校から要望があれば教育委員会の担当が現場を見に行き、素早い対応を心掛けているので、現在の対応で進めていきたい。

<吉田委員長>

学校長が決めて、入札等の手続だけを事務局がするというような割り振りはできないのか。

<教育部長>

予算編成についても、突発的なことについても、優先順位等、学校長の意見を十分に汲み上げている。学校長の意見を聴いて、即対応しているつもりである。

<吉田委員長>

トイレは大切である。子どもが学校をいやがる大きな原因になっているのではないか。この先、トイレ改修等の計画はどうか。

<教育部長>

まずは洋式化をしなければならないと思っている。そうなると大規模改修の国庫補助を得てやっていきたい。トイレの臭いは、学校から連絡があれば対処療法的にはしているが、施設自体が古いので繰り返しになる。臭いが少なくなるよう、また、将来的には洋式化できるよう努力していきたい。

<吉田委員長>

よろしく願います。

～ 13 : 51

(2) 第13号議案 亀岡市中央公民館使用条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 第14号議案 亀岡市野外活動施設条例の一部を改正する条例の制定について

(4) 第15号議案 亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

各課長説明

質疑

<並河委員>

この値上げによる歳入の見込みは。国への申告はしなくていいと思うがどうか。

<中央公民館長>

中央公民館については、平成24年度実績から計算すると3万8,000円増。

<社会教育課長>

指定管理等をしている団体、例えば体育協会等は消費税を納めているので、当然必要であると考えている。消費税増税に係る分はサービス向上に努めていきたい。

<吉田委員長>

消費税アップにより値上げしたところは全て納めるということか。市の直営は。

<教育部長>

一般会計で予算化しているものについては納税の義務はない。消費税法上、転嫁はするということになっている。今議会で提案分は、みんな同じ考えのもとである。

<石野委員>

七谷川野外活動センターでは酒類は飲んでもいいのか。

<社会教育課長>

原則禁止である。

<石野委員>

飲酒をしていた例がある。十分注意されたい。

<社会教育課長>

青少年の健全育成のために利用いただいているときは保護者も禁止しているが、花見の時期での利用時には若干あったかもしれない。

(教育部 退室)

~ 14 : 00

5 討論~採決

<吉田委員長>

自由討議の希望はあるか。

なし

討論

<吉田委員長>

それでは、一括して討論を行う。

<並河委員>

第12号、13号、14号、15号、19号、21号、22号、23号、24号議案の消費税増税に係る条例改正議案について反対の立場で討論する。平成26年4月から消費税を8%に上げると安倍首相は表明したが、景気は良くなっていないのに強行採決された。市長にはぜひ、国に対して「中止せよ」との意見を言ってもらいたい。税法上、国に納めなくてもいい部分であるので値上げの必要はない。反対する。

< 田中副委員長 >

第1号議案、補正第4号に賛成の立場で討論する。人件費の減額について、職員給与の減額は原則反対であるが、7月からの減額に係る条例改正を受けて年度末に人件費の整理をされたことは賛成する。

採決

< 吉田委員長 >

順次、採決する。賛成者は挙手願う。

| | | | | |
|-------|------------------|------|--------|----------|
| 報告第1号 | 一般会計補正予算専決 | 全員賛成 | 承認 | |
| 第1号 | 一般会計補正予算 | 全員賛成 | 可決 | |
| 第8号 | 馬路財産区補正予算 | 全員賛成 | 可決 | |
| 第9号 | 中野財産区補正予算 | 全員賛成 | 可決 | |
| 第10号 | 市税外収入滞納金督促条例一部改正 | 全員賛成 | 可決 | |
| 第12号 | 庁舎使用料条例の一部改正 | 賛成多数 | 可決(反対) | 田中、並河委員) |
| 第13号 | 中央公民館条例一部改正 | 賛成多数 | 可決(反対) | 田中、並河委員) |
| 第14号 | 野外活動施設条例一部改正 | 賛成多数 | 可決(反対) | 田中、並河委員) |
| 第15号 | 社会体育施設条例一部改正 | 賛成多数 | 可決(反対) | 田中、並河委員) |
| 第19号 | 市立文化センター条例一部改正 | 賛成多数 | 可決(反対) | 田中、並河委員) |
| 第21号 | ギャラリーかめおか条例一部改正 | 賛成多数 | 可決(反対) | 田中、並河委員) |
| 第22号 | 大井生涯学習センター条例一部改正 | 賛成多数 | 可決(反対) | 田中、並河委員) |
| 第23号 | 亀岡会館条例一部改正 | 賛成多数 | 可決(反対) | 田中、並河委員) |
| 第24号 | 交流会館条例一部改正 | 賛成多数 | 可決(反対) | 田中、並河委員) |

指摘要望

< 吉田委員長 >

採決は以上である。何か指摘要望事項はあるか。私からは、トイレの洋式化、臭い対策を積極的に図られたい。

< 田中副委員長 >

先ほどの説明では洋式にすると臭いは解消されるかのようなことであったが、別のものである。

< 中村委員 >

対処療法的な修繕では結局、解決にならない。大規模改修が必要なのかどうか等費用対効果を見極め、死に金にならないよう精査されたい。

< 吉田委員長 >

財源確保に努め、積極的にトイレ環境の改善に努められたいことを指摘要望とする。それと、若木の家については、大変ご苦勞をいただいた。元々は議会からの指摘を受けて検討いただいたものだったが、気の毒であった。本来は大規模改修をし、社会教育施設とすればいいのだが、経費等も考慮し、利用者の希望にも沿ってよく考えてもらった。今後はファシリティマネジメントの観点で存続について検討いただきたいことを指摘要望とする。

< 田中副委員長 >

付け加えて、安全管理には十分注意をされたい。

< 木曾議長 >

工事ができた段階で現場を見に行けばどうか。

< 吉田委員長 >

以上のようなことでいいか。

了

6 陳情・要望について

< 吉田委員長 >

(1) 地球社会建設決議に関する陳情はどう取り扱うか。聞き置く程度でいいか。

了

(2) 平成 2 5 年度及び平成 2 6 年度理科教育設備整備補助予算についてのお願いでいいか。聞き置く程度でいいか。

了

(3) 敦賀・美浜・高浜・大飯原子力発電所稼働反対要望書についてはどうか。聞き置く程度でいいか。

了

7 その他

議会報告会及びメールでいただいた意見・要望と回答について

順に検討

< 吉田委員長 >

西別院 1 1 に関わって、どのような事故であったのか。

< 山本委員 >

一般質問で、注意いただくよう言った。内容は、壁に擦った程度のことである。

< 吉田委員長 >

篠 6 に関わって、個人市債は可能なのか。

< 事務局 >

住民参加型市場公募地方債が平成 1 3 年から導入され、市町村も発行可能となったが、利率、手数料等検討すべき点が多い。発行する市町村はだんだん減っている状況である。別紙資料、回答例を参照願う。

< 木曾議長 >

平成 1 3 年、田中市長時代に地方債発行が検討されたが、利率、返済の問題等考えた時、結果としては難しく、断念せざるを得なかったことがある。人口 1 0 万人の都市、財政規模から考えて難しいという結論だった。

< 吉田委員長 >

HPでの「調査回答」とし、別紙回答例に、「導入時に検討したことはあったが、手数料、利率等考えると有利な結論は出なかった。」旨、付け加えて回答する。

了

<吉田委員長>

馬路1の掲示板については、1/2補助で上限額が決まっている。ガラスケース付きのものは地元負担が多すぎて設置できない。市が依頼したポスター等の情報を掲示してもらっているのだから、せめて区に一つずつでもガラス付きの掲示板を市で設置できないかということだった。委員会としても同様の要望をしているということで「報告」とする。市には検討の上で回答願いたい。

了

検討結果

| | |
|--------|------|
| 河原林4 | 参考 |
| 西つつじ6 | 〃 |
| 西つつじ7 | 〃 |
| 西つつじ9 | 〃 |
| 西つつじ10 | 〃 |
| 馬路1 | 報告 |
| 馬路4 | 参考 |
| 馬路5 | 〃 |
| 西別院10 | 参考 |
| 西別院11 | 報告 |
| 西別院12 | 〃 |
| 西別院13 | 〃 |
| 篠6 | 調査回答 |
| 篠8 | 参考 |
| 蕨田野2 | 〃 |
| 蕨田野3 | 〃 |
| 蕨田野4 | 〃 |

<吉田委員長>

メールで寄せられた意見については、どう取り扱うか。

<木曾議長>

放課後児童会については、平成27年度から小学6年生まで拡大されるのではなかったか。そういう回答をすればどうか。

<事務局>

教育委員会に確認したところ、児童福祉法が改正されたが、「小学生まで」の指す範囲を今、国が検討している最中である。近々、全国的にニーズ調査が実施されるので、その結果を分析し、国が示す方向性を視野に入れながら亀岡市としてどうするかを検討をしていく状況だと聞いている。27年度から6年生まで実施するとは言い切れない状況のようである。

<吉田委員長>

まだ、回答できる状況でないということ。しかし、意見をいただいているので参考にはしていきたい。ただ、委員会で意見を聴いてほしいという要望もある。広聴の新しい形を議会運営委員会に諮っているので、それが通れば委員会として意見を聴く場を検討していくこととする。

議会だよりの内容について

< 吉田委員長 >

第37号は掲載する。その他はどうか。

他には特に意見なし

それでは、第37号議案を中心に載せていくこととする。

了

次回月例会の日程及び内容

< 吉田委員長 >

次回の日程を決める。

協議

それでは、次回は1月30日(木)の午後からとする。

了

内容は、公共嘱託登記土地家屋調査士協会への委託状況についてどう思うか会計課を呼んで聴きたい。資料も過去4年間出してほしい。それと、生涯学習部に依頼した資料を確認したい。

了

以上で本日の日程は終了する。明日は、午前10時から総務文教常任委員会を開催して第37号議案の審査を行う。場所は8階、全員協議議会室である。それでは、本日はこれで閉議する。

14 : 38 閉議